

いたというものであり、犬による危険が特に考えられるような場所ではなく、機会原因的なもので、通勤途上で偶発的に被った災害である。

・通常の通勤経路で、「通り魔」により刺された事件（昭和51年労11号、昭和52・8・10）。通勤災害が成立するためには、通勤に通常伴う危険が具体化したものでなければならないが、本件災害は、精神障害者による加害行為の現状枯らして通勤に通常伴う危険が具体化したものとはいえない。

・幼稚園に教諭として勤務していた者が、出勤途上で行方不明になり、後に木場で水死体で発見された事例（昭和55年労94号、昭和56・12・14）。被災者が何人かにより暴行を受けた事実は認められず、被災者には何らかの悩みがあり自殺したと推察せざるを得ないとされた。

・休日に会社の指定の時刻に給料を受領するために会社に赴き帰宅する途上で事故（昭和51年労196号、昭和53・9・30）。時短休暇を取りながら自らの意思で就労とは関係なく給料の受領に赴いた行為は、私的事情によるもので就業に関する行為ではない。

・会社から帰宅途上、下着を買うべく通勤経路を逸脱したときに生じためまいによる転倒事故（昭和53年労145号、昭和54・6・30）。経路逸脱中の事故であり、通勤災害ではないし、また、めまいの原因は明らかではないが、何かにつまずいたというわけではなく、通勤に通常伴う危険が具体化したものとはいえない。

・出勤途中にバスに乗車するためステップに足を踏み上げた際に受傷したとする右大腿筋筋断裂（昭和60年労107号、昭和61・12・11）。機会原因的なもので、通勤によるものとは言えない。

・自宅の門扉を開けようとして転倒したことが原因と主張する肘痛等（昭和60年労257号、昭和62・7・2）。災害発生的事実を認めることができない。

・出勤途中の階段で左膝を負傷したとする警備員の事故（平成4年労207号、平成7・3・29）。本件の負傷前に既往症として変形性膝関節炎があり、本件は、通勤を機会下人として急激な痛みを伴って変形性膝関節炎が悪化・発症したものであり、通勤による災害とは認められない。

・通勤途上の階段の駆け降り動作中に発症した腰椎椎間板ヘルニア（平成6年労242号、平成9・7・23）。ぎっくり腰は一般に労働との関連性が乏しいが、この程度の動作の2断跳び動作をもって事故的な事由や災害性の原因を認めることはできない。これまでの変性のあった椎間板にヘルニアが生じたものである。

次に、通勤途上で心筋梗塞、脳出血等の発症が通勤によるものと認められるかどうか争われたケースで、通勤災害の成立が否定されたものをあげる（なお、最近では、過労死が業務上認定されることもあって、通勤途上でこれらの疾病が発症した場合であっても、これらのケースで併せて業務の過重性による業務災害の成立も問題になっているが、ここ

では省略した)。

- ・国鉄駅ビルの階段で発症したストッパー作業員の脳出血(昭和51年労52号、昭和52・5・31)。

- ・自転車で出勤途上、軽乗用車の「警笛」が原因で発症したとする機械保全工の頭蓋内出血(昭和50年労304号、昭和52・12・27)。「警笛」はさして異常に高音であったとは認められないとされた。

- ・事故所有の原付自転車で帰宅途上、田んぼに転落して脳幹部出血による板金工の死亡事故(昭和53年労19号、昭和54・5・31)。本件は、外傷によるものではなく、脳幹部出血による意識障害で運転を誤って田んぼに転落したもので、通勤の危険が具体化したものではない。

- ・日直勤務のために出勤途上で発症した事務部課長の急性心臓死(昭和54年労33号、昭和55・2・14)。出勤途上でたまたま心臓発作が生じたものである。

- ・通勤のため自転車で会社に向う途中で転倒し、背部打撲等の傷病名で加療中に、2週間後、吐血により死亡した事例(昭和55年労72号、昭和56・12・3)。被災者が生前自覚していたかどうか不明であるが、上部消化管、特に胃に基礎的疾患があり、それに基づく吐血であり、上記通勤災害に起因する死亡とは認められない。

- ・バイクでの帰途上での急性心臓死(昭和56年労82号、昭和57・7・9)。死亡の原因は加齢による動脈硬化による冠不全に由来する急性心臓死である。

- ・広島店の支配人として勤務していた者の退勤途上での脳出血(昭和56年労180号、昭和57・11・24)。長期の治療にもかかわらず存在した被災者の高血圧の進行に伴う脳血管の破綻によるものであり、通勤災害に起因する死亡とは認められない。

- ・退勤途上で皇族のバスに接触して、病院に搬送された後に脳出血で死亡した事例(昭和56年労178号、昭和58・4・14)。事故は、脳出血の前兆である意識障害が発症した結果として乗用車が自然に後退してバスに衝突したものであり、被災者の脳出血に出勤が関与したとは認められない。

- ・通勤用の自動車付近の除雪中に倒れているのを通行人に発見され心筋梗塞による死亡とされた事例(昭和56年労254号、昭和58・4・14)。除雪作業は、通勤行為開始前の準備行為とみるよりも実質的に見て通勤行為に該当すると判断すべきであるが、この作業は被災者にとって心筋梗塞の発症を著しく促進したと考えられない。

- ・自動車での出勤途上で接触事故を起こし、その話し合いの途中で身体の不調を訴え、病院に運ばれ心不全で死亡した事例(昭和57年労421号、昭和59・12・13)。死亡と交通事故との間に相当因果関係を認めることはできない。被災者には心臓弁膜症という重大な病変が存在した。

- ・自家用車で帰宅途中に脳内出血で死亡した自動車運転手の事例(昭和58年労58号、昭和59・11・9)。

- ・帰宅途中に発症した脳出血(昭和58年労254号、昭和60・7・1)。高血圧症が

自然的に増悪して発症したものである。

- ・会社から早朝勤務を命じられて事業場に向う途中の調理員の脳出血死（昭和59年労107号、昭和61・1・16）。

- ・出勤する途上の寮の2階から1階に達する階段踊り場で倒れてたのを発見され、急性心不全と診断された配管工の死亡は私病によるものである（昭和59年労287号、昭和61・11・11）。

- ・高血圧症を有する者の通勤途上での転倒による負傷（昭和59年労315号、昭和62・3・25）。持病の高血圧症が悪化したものである。

- ・自転車で出勤する途中の急性心不全（昭和60年労219号、昭和62・7・20）。心不全は通勤を機会原因として生じたものにすぎない。

- ・出勤のための通勤用自動車を駐車している駐車場の除雪後の急性心停止による死亡（昭和60年労282号、昭和62・12・18）。心臓の病変が徐々に進行していたものであり、通勤の危険との相当因果関係は認められない。

- ・出勤する途上で追突事故を起こし心筋梗塞により死亡した会社員（昭和61年労51号、昭和63・8・30）。被災者には高度の心疾患があったのであり、それが追突事故をきっかけとして発症したにすぎない。

- ・会社から自家用車で帰宅途中の事故により発症したとする脳内出血による死亡（昭和62年労173号、平成元・12・22）。高血圧症が自然の経過で増悪し脳内出血を発症したものである。

- ・北山丸太製造工の退勤経路で車を洗っている最中の脳出血死（昭和62年労370号、平成2・9・25）。通勤の中断中に発生した者であり通勤災害ではないが、過重な業務によるものでもなく業務災害にも当たらない。

- ・帰宅途中の急性心停止による死亡（平成元年労48号、平成4・3・24）。

- ・自転車で通勤途上、転倒または過重な業務のいずれかにより発症したとする脳梗塞（平成6年労86号、平成9・3・24）。自転車の走行中に偶々発症した脳血栓によるものであり、通勤災害、業務災害のいずれにも当たらない。

- ・自転車で通勤中に発症した急性心不全の疑い（平成8年労129・131号、平成10・3・30）。

- ・出勤する途上で転倒したことによる発症ないしその後の業務従事により増悪したとする脳梗塞（平成8年労134号、平成10・10・15）。脳梗塞を発症して転倒して田んぼに転落したものと見るのが相当である。

- ・厨房職員が出勤する途上で転倒し脳内出血を発症したと主張された事例（平成9年労348号、平成11・7・7）。脳内出血が原因で転倒したものであり、負傷によるものではない。

その外、通勤災害で加療中ないし加療後に脳梗塞等を発症した場合に、後者の疾病と前

者の通勤災害との相当因果関係が問題になるが、次にあげる裁判例は、その因果関係を否定した事例である。

- ・通勤災害受傷（顔面打撲等）後の心筋梗塞による死亡（昭和55年労135号、昭和55・5・31）。被災者の心筋梗塞による死亡は、前者の災害によるものとは考えられず、被災者の基礎疾病が自然発症的にたまたま業務中に発症して死亡したものである。

- ・退勤途中の災害による頭部外傷の後遺症の加療中の掃除婦の死亡（昭和59年労69号、昭和60・10・24）。本件は脳卒中の可能性が高いが、そうでないとしても頭部外傷に起因するものとは言えない。

- ・通勤災害により頸髄損傷で障害年金を受給していた者の心筋梗塞による急性心不全（昭和60年労217号、昭和62・8・13）。通勤災害によってこうむった損傷と心筋梗塞による急性心不全の間には因果関係が認められない。

- ・出勤する途上で負傷し脳挫傷、外傷性てんかんで加療中の者の急性心不全による死亡（平成3年労51号、平成6・1・10）。前者と後者の急性心不全の間には因果関係が認められない。

- ・帰宅途上で駅の階段から転落して負傷し、頭部外傷、左片マヒ等の傷病名で加療し、治癒後に心不全（平成8年労39号、平成9・11・25）。前者の傷病と後者の心不全の間には因果関係が認められない。

ドイツ労災保険法における通勤災害

第1節 通勤災害保護の沿革

ドイツ労災保険法における通勤災害の保護は、1925年のライヒ保険法（RVO）の改正により、「業務に従事することと関連して職場への、あるいはそこからの道を往復すること、すなわち「通勤」を保険される業務（就業）とみなしたことに始まる（RVO第545条a）。これ以前において、通勤は、ライヒ保険庁の決定によって、それがすぐれて私的領域に属するという理由から保険事故としては認められず、ただ例外的に、災害が事業（業務）のために携行している道具によって生じたとき、あるいは船員に関して「陸地より船まで、及び船から陸地までの運行」（RVO1053条）に関する災害につき、保険保護が認められていたにすぎない。なお、オーストリアでは1914年に鉱山労働者につき、さらに1917年には一般的に労働者につきすでに通勤災害の保護が認められていたから、ドイツの通勤災害の保護が世界で最初というわけではないが、それでも比較的早い段階で労災保険で通勤災害を保護の対象として認めたということができる。

通勤そのものは、言うまでもなく就業のための準備行為であり、それ自体保険される業務とは言えないが、労災保険で保護の対象となる危険が事業における特別の危険から通常の危険（一般的危険）にまで拡大していくのに合わさるような形で、就業と最も密接に結びついている「通勤」での危険が、保険事故の拡大傾向の中で労災保険の保護の対象とされるに至ったと考えることができる。

1939年のRVOの改正では、「家族の永続的な住居が職場から遠いために、職場の近くに宿泊の場所を持つ」場合に、保険される業務と関連してその家族の永続的な住居を往復する道での災害も通勤災害として認められることになった。ドイツ人労働者が家族と離れて遠くの工場等に動員され、週末に休暇を利用して家族の元に帰る場合について、その往復での災害について、労災保険（通勤災害）の保護を認めることがその趣旨であるとされている。

なお、1971年のRVO改正によって、学生、生徒、学童等の、いわゆる「通学災害」の保護が認められるに至った。この改正法は、これら学生・生徒の就学と関連する災害、すなわち「学校災害」について労災保険の保護を認めるとともに、その通学・通園に関連する災害についても、「通学災害」として保護するものである。なお、ドイツ語では、「通勤災害」も「通学災害」も、単に“Wegeunfall”と言うにすぎない（学生、生徒、学童等の学校での事故は、“Arbeitsunfall”である）が、本稿では日本の労災保険との対比との関連で、本来の「通勤災害」についてのみ取り扱うことにする。

そして、1996年、従来のRVOはSGB第7編（労災保険）に編入されるに至ったが、同第8条第2項では、「通勤」も保険される活動（業務）とされ、労働災害の1つの種

類として取り込まれるに至っている。この点を少し詳しくみてみよう（これによって従来の「通学災害」のタイトルが消えてしまったとされる）。

第2節 「保険事故」の概念と「通勤災害」の関連

1 社会法典第7編における「保険事故」の概念

従来、ライヒ保険法は、「労働災害」について、被保険者が同法第539条、第540条、および第543条ないし第546条に掲げるいずれかの業務（活動、行為）の際にこうむった「災害」をいう（RVO第548条第1項第1文）と定義したうえで、通勤災害も労働災害とみなすとし（RVO第550条）、さらに、職業病についても労働災害とみなす旨の規定をおいていた（RVO第551条第1項）。したがって、労災保険の保険事故としては「労働災害」を挙げればこれでこと足りた。

これに対して、第7編第7条は、「保険事故」について、次のように定めている。まず、その概念について、「保険事故は、労働災害及び職業病とする」として、労働災害および職業病を明示し（同第1項）、さらに、従来と同様に、「禁止違反の行為があっても、労働災害の成立は妨げられない」と定める（同条第2項）。このように社会法典（SGB）第7編では、労働災害と職業病の上位概念として「保険事故」の概念を設定している。判例・学説は、従来から労災保険の保険事故を労働災害および職業病として説明してきたのであり、災害を前提とする労働災害と、災害を前提にせず、業務の通常かなり長期にわたる影響下で発症する職業病とは別の保険事故とする方がむしろ常識的であるという考え方に従ったものである。

第8条は、労働災害について、次のような定義規定をおいている。

「労働災害とは、第2条、第3条又は第6条による保険保護を根拠づける活動（保険された活動）による被保険者の災害をいう。災害とは、時間的に限定された、外部から身体に作用する出来事であって、健康傷害又は死亡をもたらすものをいう」（第1項）。この規定の最大の特徴は、第1に、従来「業務に際して」（bei der Tätigkeit）という言葉を用いていたのに対して「業務による」（infolge der Tätigkeit）という言葉を用いたことである。その背景には、いうまでもなく、労働災害が業務と災害との間の因果関係の問題であり、その点を法文上も明確にしておくべきであるという考え方が存在する。第2に、これまで学説・判例で用いられてきた「災害」概念を、①時間的に限定された、②外部から身体に作用する出来事であって、③健康傷害又は死亡をもたらすもの、という形で3つの点から、法律で明確に定義づけたことである。

2 通勤災害の取扱い

問題は、通勤災害の取扱いであるが、従来は「通勤災害」の表題の下に、通勤災害も労

働災害とみなすとされてきたのであるが（RVO第550条）、SGB第7編では、「保険される業務と関連して職場へ行き、そこから戻る直接の道の往来」自体を「保険される業務」と捉え、労働災害の一環として第8条第2項に規定されたため、「通勤災害」の表題が存在しなくなっていることが注目される。もっとも、これによって「通勤災害」についての従来の考え方自体が変わったわけではなく、あくまでその認定は、従来の判例を踏襲して行われることになっている。

ちなみに現在の通勤災害の定義規定に関わる規定は以下の通りである。

第8条第2項 次に挙げるものも、保険された活動である。

1 保険された活動と関連のある、活動場所への及び活動場所からの直接的な道の往復

2 活動場所への及び活動場所からの直接的な道から逸脱する道の往復で、次の目的を有するもの

a) 生計を同一にする被保険者の子（社会法典第1編第56条）につき、自己又は配偶者若しくは生活パートナーの職業活動のために、他の者にその世話を依頼する場合

b) 職業活動をしている他人又は被保険者である他人とともに、活動場所への及び活動場所からの往復に一つの乗物を使用する場合

3 生計を同一にする者の子（社会法典第1編第56条）の、活動場所への及び活動場所からの直接的な道から逸脱する道の往復で、その逸脱が、その子が、この者又はその配偶者若しくは生活パートナーの職業活動のために、他の者にその世話を依頼されていることによる場合

4 被保険者が、家族の恒常的住居が活動場所と離れているため、活動場所又はその近くに宿泊場所を有している場合に、保険された活動と関連して家族の恒常的住居を往復すること

5 保険された活動と関連する、労働用具又は労働保護具の保管、運搬、整備、修繕、並びにその新調で、それらが事業主の指示による場合

これらの、いわゆる職場への往復の道に関連する労働災害は、規定の体裁は変化しただけ、その内容、保護の対象の点では従来とは基本的に変化はない（以下では、これらを従来どおり「通勤災害」と言うことにする）。もっとも、上記の第8条第2項第3号は、判例（BSG 1994.5.5., SozR 3-2200 § 550 Nr.9）でごく例外的に保護が認められていたにすぎなかった（このケースは、シングルマザーである母親の職業活動のために、学校への直接の道を逸脱している際にロットワイラー犬に咬まれた生徒の事故について、親の職業活動のために学校へはその道しか適当な道がない場合にのみ、子につき通学災害の保護があるとしていた）のに対して、新法では、そうした制限なしに、子の通学災害を一般的に認めている。

また、第8条第2項第5号では、労働用具または労働保護具の保管、運搬、整備、修繕、新調に関連する災害、およびそのための必要な道の往復についても、労災保険の保護が認められている。なお、身体障害者が身体につける補助具等の損傷または喪失も、健康障害とみなされ、補償の対象とされる（第8条第3項）。

なお、上で挙げた労働災害以外に、保険事故の間接的結果（第11条第1項）も補償の対象とされている。すなわち、次に挙げる被保険者の健康傷害または死亡も、保険事故の間接的結果として、補償の対象となる。すなわち、

- ① 治療、職業生活への参加のための給付（従来のリハビリテーションのための職業促進的給付）または職業病令第3条の措置の実施の結果としての健康傷害または死亡
- ② 補助具の更新又は新規製作の結果としての健康傷害または死亡
- ③ 保険事故の事実関係の解明のために命じられた診断の結果としての健康傷害または死亡、である。

上記の①ないし③に関連して、「そのために必要となる道の途上」での災害についても、労働災害（「通勤災害」）として、同様に労災保険の保護の対象となる。

また、第11条第2項によれば、「第1項は、被保険者が、労災保険の保険者の要請に応じて、治療、職業生活への参加のための給付又は職業病令第3条の措置の実施を準備するために、保険者又はその他の機関を訪問する場合にも、準用され」、「上述の措置の実施を委託された機関による要請も、本項第1文による労災保険の保険者による要請とみなされる」ことになっている。

第3節 通勤災害の認定

1 労働災害および通勤災害の成立要件としての災害の存在

第8条によれば、「労働災害とは、第2条、第3条又は第6条による保険保護を根拠づける活動（保険された活動）による被保険者の災害をいう」と定義され、また、「災害とは、時間的に限定された、外部から身体に作用する出来事であって、健康傷害又は死亡をもたらすものをいう」とされている（第1項）。この規定からも明らかなように、労働災害が成立するためには、被保険者が、①保険された活動により、②災害をこうむり、③それによって健康傷害または死亡が生じることが必要であるが、従来、学説・判例では、①災害が存在し、②業務と災害および災害と身体傷害・死亡との間にそれぞれ因果関係が存在すること、の2つの要件が満たされるときに労働災害が成立するとしてきた。

職業病の場合は別にして、通常の労働災害については、「災害」の存在が不可欠の要件となっている。この点は、明文の規定では必ずしも「災害」が労災補償の前提となっていないわが国との重要な相違点であるといえる。「災害」は、労働者の身体・健康に対する傷害（死亡を含む）が突然の出来事に帰することができる場合に認められることにな

る。判例では、「突然の出来事」とは、比較的短い時間間隔——せいぜい1回の交替時間——のなかで生ずる出来事であるとしている（BSG 1955.9.14, Wagner, S.4）が、第8条の「災害」の定義はこうした判例を踏まえたものになっている。

通勤災害についても、同様であり、まず「災害」の存在が必要である。

2 因果関係—実質的（本質的）条件説

上で述べた災害が、保険の対象たる業務と内的因果関係（ein innerer ursachlicher Zusammenhang）にあり、さらに、その災害と生じた身体傷害との間に因果関係が存在する場合に、労働災害が認められることになる。前者の因果関係は「責任を根拠づける因果関係」（haftungsbegründende Kausalität）、後者の因果関係は「責任を充足する因果関係」（haftungsausfüllende Kausalität）と呼ばれる。労働災害、通勤災害の認定において問題になるのは、通常、前者の「責任を根拠づける因果関係」である。

因果関係とは、2ないしそれ以上のことがらの間に原因および結果としての結びつきがあることをいうが、法学上の因果関係においては、自然科学的意味における因果関係とは異なり、結果を引き起こすことになんらかの形で寄与したすべての条件が法的に意味あるものと評価されるわけではない。むしろそれぞれの法目的に応じて、結果に対する原因を一定範囲に限定するところに法学上の因果関係論の主要な課題があるが、労災保険の分野では、戦前のライヒ保険庁（RVA）の判例によってかなり早くから「実質的（本質的）条件説」（Lehre der wesentlichen Bedingungen）が主張されてきた。それは、戦後、連邦社会裁判所の判例によって引き継がれている。

その基本的な考え方は、次のように要約することができる。

① ある結果を引き起こすことに何らかの形で寄与したすべての条件ではなく、結果の発生に「実質的に」（wesentlich）共働した条件のみが原因ないし共働原因（Mitursache）とみなされる。

② ある条件が実質的か否かの問題は、その条件が経験則上、一般的に、同一ないし類似の状況下で他の者にも同じような結果を引き起こしたか否かによって判断されるのではない。このような一般的評価（generalisierende Wertung）は労災保険の分野では許されない。その意味で労災保険においては、いわゆる「相当因果関係説」は採用されていないのである。労災保険では、個々のケースの特別の条件・状況および当該労働者（被保険者）の個人的特性・状態が問題になる（わが国で言う「当該労働者基準」に近い）。もっとも、これは「災害」の有無が問題となる労働災害については一般的に当てはまることで、被保険者の疾病、あるいは職業病が問題とされる場合には、「職業病リスト」の枠があり、その枠内での評価であることに留意しなければならない。

③ 「実質的な原因」といいうるためには、災害（加害的事故）が健康傷害の唯一の、あるいは主要な条件であることは必要ではない。複数の原因が共働して健康傷害を引き起こしたとき、それらが、その意味と射程において結果の発生に実質的に共働している場合

には、それらは相互に法的な意味における原因（部分原因, Teilursache）となる。

④ 実質的（本質的, wesentlich）という概念は、有力な・優越的な（*berwiegend）、あるいは他の条件と同価的な（gleichwertig）ということの意味しない。比較的に低く評価されるべき条件も（他に有力な原因がある場合でも）、結果に対して実質的原因とみなされることがある。

⑤ 病的素因がある場合でも、それが病気という形で発現するためには特別の外的な作用が必要であり、災害事故（有害な業務）のなかにその作用が含まれているような場合には、その災害事故（有害な業務）は健康傷害の実質的原因とされることになる。また、災害事故によって病気の発現の時期がかなりの程度早められたような場合にも、災害が、実本質的な原因と評価されることになる。

⑥ 事実の経過を理性的（合理的）に考察して、保険業務による災害と無関係な要素が事実上も法的にも当該健康傷害の唯一・実質的な原因を構成するような場合、すなわち、外的な作用がまったくなくても損害が生じるような場合（特段の負担なしに心筋梗塞が生じる場合）には、保険されている業務ないしそれによる災害が完全に背景に退いてしまい、保険されている業務ないし災害は健康傷害の実質的原因ではなく、単なる「機会的原因（機会原因）」（Gelegenheitsursache）にすぎないことになる。

⑦ 伝染病、大洪水、地震などのように被災者が業務を行っていなくても同時期に、同じ程度に被災したと考えられるところの「一般的に作用する危険」（allgemein wirkende Gefahr）によって災害が生じたような場合、業務と災害との因果関係は、通常否定されることになる。被保険者の「私的な行為」によって、あるいは「私的な行為」の際に災害が生じたような場合なども同様である。

以上の、①ないし⑦のポイントは、通勤災害の認定においても重要な意味を持つ。

3 因果関係の立証

災害が発生したとき目撃者がいなかったり、被災者の陳述と目撃者の証言が食い違ったりするような場合、業務と災害との間の因果関係は、いかなる仕方でもどの程度まで立証される必要があるであろうか。この点について、ドイツ連邦社会裁判所の判例は、「権利を根拠づける事実、理性的な仕方では裁判官の心証が基礎づけられる程度の蓋然性（

Wahrscheinlichkeit）がその事実について存在するときに、証明されたと認められる」としている（BSG 1959.6.2., Soz. Sich. 1959 S. 205.）。あまり厳格な立証を求めることは、被保険者に対する社会的保護の拒否に結びつくとの考慮にもとづいている。

判例のなかには、「確実性に近い蓋然性」、「高度の蓋然性」といった表現を用いるものもみられるが、そのような、確実性に近い、あるいは高度の蓋然性は必ずしも必要ではなく、単に「蓋然性」があればよいというのが連邦社会裁判所の判例である。

しかし、蓋然性は単なる「可能性」とは区別される。災害の存在、あるいは業務との関連性などのついて、原告側（被保険者ないし遺族）が裁判官に蓋然性の程度で心証を与え